

九州地方整備局における 地方公共団体支援について

国土交通省九州地方整備局 地方事業評価管理官 えだがわ まゆみ
枝川 眞弓

1. はじめに

公共工事は、国民生活および経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有しており、その品質は、現在および将来の国民のために確保されなければなりません。

近年、公共工事については、受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札が急増するとともに、工事中の事故や手抜き工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による品質の低下に関する懸念が顕著となっています。

また、一部に発注関係事務を適切に実施することができない脆弱な体制の発注者が存在することも、公共工事の品質低下に関する懸念の一つとなっています。

このような中、良質な社会資本の整備を図るため、平成17年4月1日より、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という）」が施行され、公共工事の品質確保に関して、国および地方公共団体ならびに公共工事の発注者および受注者の責務を明らかにするとともに、公共工事の発注者は、発注関係事務の適切な実施のため、必要な措置を講ずることとなりました。

た。

また、各発注者は、発注者間の協力体制を強化するため、情報交換を行うなど連携を図るよう努めるものとされました。

しかしながら、公共工事において、平均落札率の低下傾向が続く中、地方公共団体における総合評価方式の普及が遅れている等の問題が指摘され、公共工事の品質確保のための一層の取り組みが期待されています。

このため、平成20年3月28日、「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」において、「公共工事の品質確保に関する当面の対策」として、平成20年度以降、国庫補助事業の交付決定時に品確法遵守についての条件を付すこと等の申し合わせがなされました。

2. 品確法九州連絡協議会の活動状況について

この品確法の目的を達成するため、平成17年11月25日、九州地方整備局と九州各県・政令市、市町村は、「公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会」（以下「九州連絡協議会」という）を設置するとともに、平成18年3月31日までに、当協議会の下部組織として、各県ごとに県および市町村で構成する「県部会」を九州全県で設置してい

ます。

平成19年3月2日には、九州連絡協議会として、「品確法に基づくアクションプラン」を公表し、国・県・市町村連携の各種施策を実施しています。

また、当協議会では、「品確法に基づくアクションプラン」における「平成19年度の実施状況」および「平成20年度の実施方針」をとりまとめ、公表しており、今後も継続的な目標設定を行いながら各種の施策推進を図っていく予定です。

当プランにおける主な施策内容は以下のとおりです。

(1) 公共工事の品質確保に関する地方公共団体向け講習会、説明会の開催

九州地方整備局と九州各県・政令市が連携しながら、市町村の施策実施のための支援要望事項等を具体的に把握して講習会や説明会を開催しています。

- ・平成19実績：①国の首長説明／個別142市町村（延べ148市町村）、②県の首長説明会／延べ27

回427市町村、③県の市町村職員説明会／延べ123回983市町村

- ・平成20予定：各市町村への支援要望事項等を個別・具体的に把握し、国県連携の個別説明や支援等を実施。

(2) 国、県等で実施する研修への地方公共団体職員の受入れ

九州地方整備局では、平成18年度より品確法に関する研修を実施し、平成18年度は、地方公共団体より延べ25名（指導者12名、係長13名）を受け入れました。

今後も引き続き、地方公共団体職員の育成を図っていく予定です。

- ・平成19実績：延べ21名（指導者12名、係長9名）を受け入れ。
- ・平成20予定：延べ64名（課長12名、出張所長・監督官11名、係長41名）を受け入れ。

(3) 総合評価方式の導入・拡大

九州地方整備局では、一般競争入札によるすべ

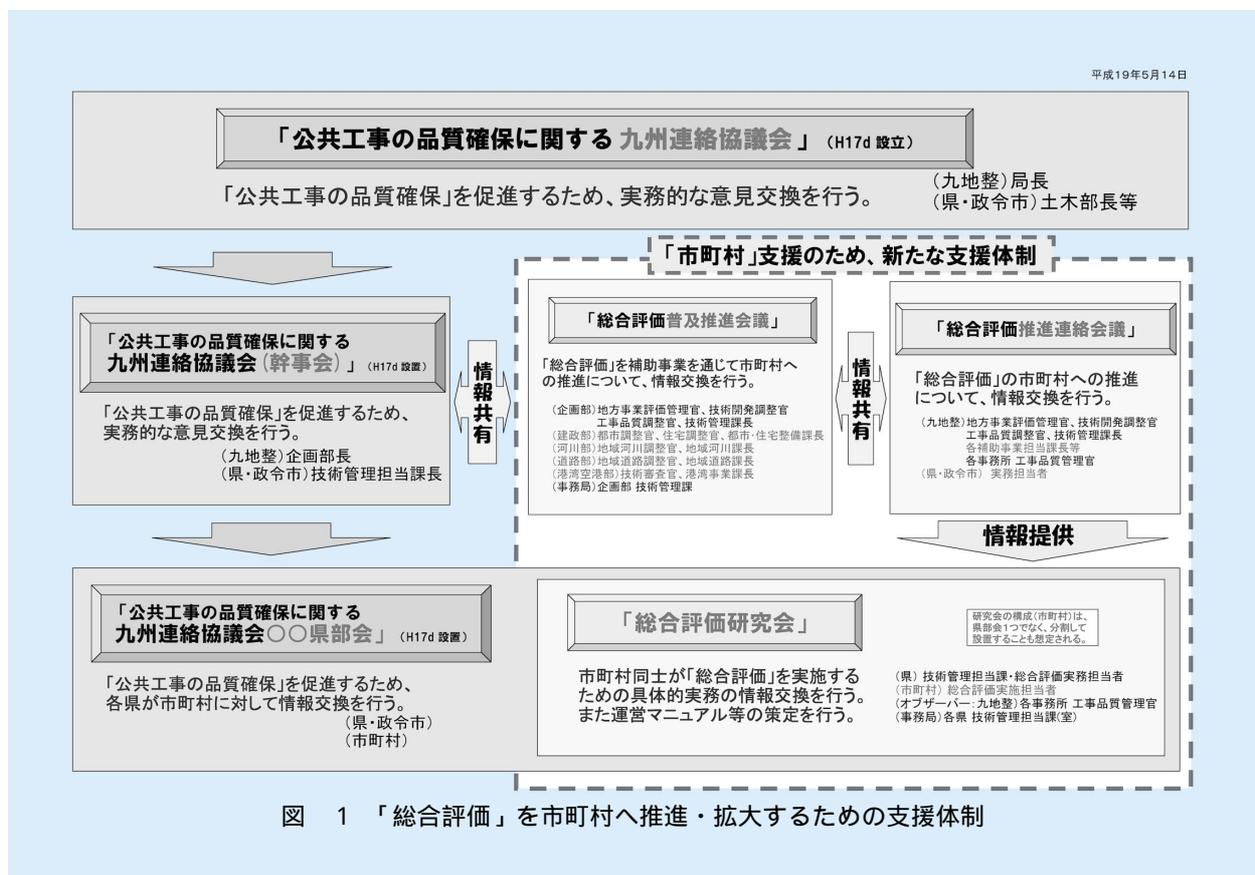


図 1 「総合評価」を市町村へ推進・拡大するための支援体制

九州における平成19年度「総合評価方式」実施状況一覧					平成19年度末現在
国の機関の実施状況					
国の機関			実施件数	備考	
九州地方整備局			1,950		
九州各県の実施状況					
県名		実施件数	備考		
福岡県		167			
佐賀県		26			
長崎県		31			
熊本県		43			
大分県		23			
宮崎県		68			
鹿児島県		5			
九州内の市町村の実施状況					
県名	市町村数	実施済み市町村数(実施率)	実施済み市町村内訳		備考
			市町村名	実施件数	
福岡県	66	10 (15.2%)	北九州市	17	
			福岡市	8	
			春日市	1	
			大野城市	1	
			宗像市	1	
			太宰府市	1	
			うきは市	3	
			那珂川町	1	
			久山町	1	
			香春町	1	
佐賀県	20	6 (30.0%)	佐賀市	1	
			多久市	1	
			鹿島市	1	
			小城市	1	
			有田町	1	
長崎県	23	7 (30.4%)	長崎市	2	
			島原市	1	
			大村市	1	
			平戸市	1	
			五島市	1	
			西海市	1	
			雲仙市	1	
熊本県	48	5 (10.4%)	熊本市	2	
			荒尾市	1	
			和水町	1	
			南関町	1	
			大津町	1	
大分県	18	9 (50.0%)	大分市	2	豊後高田市は平成18年度に実施。
			津久見市	1	
			竹田市	1	
			豊後高田市	(1)	
			杵築市	1	
			宇佐市	1	
			豊後大野市	1	
			九重町	1	
			玖珠町	1	
宮崎県	30	6 (20.0%)	宮崎市	1	
			日南市	1	
			小林市	1	
			日向市	1	
			西都市	1	
			三股町	1	
鹿児島県	46	3 (6.5%)	鹿児島市	2	
			薩摩川内市	2	
			日置市	1	
九州計	251	46 (18.3%)			

ての工事において、平成18年10月より総合評価方式を本格運用しています。

また、九州各県・政令市でも平成18年度より総合評価方式を試行しています。

今後、各県・政令市における実施件数の拡大を図るとともに、すべての市町村において最低1件以上の試行ができるよう国県等での支援に努めます。

- ・平成19実績：各県，政令市，市町村で総合評価方式を試行拡大。
- ・平成20予定：各県および政令市でのさらなる実施件数の拡大とともに、すべての市町村で原則、各補助事業ごとに最低1件以上（ただし、補助事業のない場合は最低1件以上）の総合評価方式を実施できるよう国県等で支援。

(4) 発注者支援認定制度の創設

平成18年度、九州地方整備局における公共工品質確保技術者（公品技術者）の活用を前提に、公品技術者677名を認定しており、今後、各県、政令市、市町村での公品技術者の活用に向け、試行から本運用に移行する予定です。

- ・平成19実績：216名の公品技術者を認定。
- ・平成20予定：全国統一ルール策定後、九州ルールを策定して本格運用予定。

3. 地方公共団体支援について

さて、九州管内では、国県・政令市における総合評価方式の導入・拡大は概ね順調に進みつつあるものの、市町村における導入・拡大が遅れており大きな課題となっています。

このため、九州地方整備局と九州各県は、春季九州ブロック土木部長等会議（6月13日）以降、九州地方整備局の県支援等も含めた市町村支援のあり方等について、積極的に個別の事務レベル協議を重ねました。

その後も九州各県と概ね月1回程度のペースで、各種会議等を開催し、各県の取り組み状況や

結果等を情報共有しながら、今後の対応等についてフォローアップを行っています。

現在、平成20年度の市町村における総合評価の導入・拡大の正念場であるため、九州地方整備局としては、特に以下事項に配慮しながら、積極的な各県支援に努めています。

(1) 平成20年度実施予定の市町村に対する早期の実施確定

九州管内では、現時点で、平成20年度実施（予定）の市町村数に対し、実施済み市町村数が各県2～5割台と低い状況にあることから、早期に「実施予定」を「実施済み」にする取り組みが最優先課題であると考えています。

このため、各県に対して、当該市町村における発注予定件名、発注予定時期、予算確保等の速やかな確認を徹底する予定です。

(2) 実施未定だが意欲のある市町村への対応

九州管内では、実施未定だが導入意欲のある市町村数が、全市町村数251の約2割を占めることから、今後とも総合評価導入に向けた継続的な働きかけをすることはきわめて重要であると考えています。

このため、今後も市町村へ頻繁に足を運び、指名競争で少額、小規模等の案件でも十分に総合評価方式へ対応可能であること等を重点的に説明する予定です。

4. 九州ブロック発注者協議会への取り組み

前述した平成20年3月28日の「公共工品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」において、公共工品質確保に関する当面の対策として掲げられた各施策が効果的に機能するように、公共工事発注者間の連絡調整を図るため、「地域ブロックごとに部局横断的な発注者協議会を平成20年度中に設置する。」ことが申し合わされています。

今回、これを受け、公共工事の各発注者は、総合評価方式の導入・拡大等について、発注者間相互の円滑な連絡調整を図るため、「九州ブロック発注者協議会」を設立し、九州ブロックにおける公共工事の品質確保の推進に寄与するよう努めるものです。

このため、九州ブロックにおいては、国土交通省本省の他省庁調整等に基づき、国の出先機関、県、政令市および特殊法人等への呼びかけを行い、「九州ブロック発注者協議会」に向けた設立準備会を開催しています。

当準備会では、設立趣旨(案)、設置要領(案)、設立の考え方、今後のスケジュール等について、各参加機関と意見交換や意思確認等を行い、合意形成を図りながら10月27日の協議会設立に向けた事前準備と最終確認を行っています。

また、「九州ブロック発注者協議会」の設立に伴い、今後、九州各県においては、公共事業を発注する関係部局、傘下となる市町村および公社等への情報提供のあり方が重要となります。

このため、前述した「九州連絡協議会」の下部組織として、すでに各県ごとに設置されて積極的に活動している「県部会」へ、新たに関係省庁等を参加・拡充することにより、対処していきたい

と考えています。

さらに、「九州ブロック発注者協議会」の当面の成果としては、現状では、各参加発注機関における総合評価方式の導入・拡大等に対する取り組み状況に差異が認められることから、今後の調整次第ですが、①各発注機関における総合評価等の取り組み状況の把握(毎年度末)、②取り組み状況を踏まえた各機発注関自らの目標設定等を行い、それらの情報を共有し、課題について連絡調整し、総体として公共工事の品質確保を推進することであると考えています。

5. おわりに

昨今の公共工事をめぐる社会情勢は、各地方公共団体において、入札契約方式の指名競争から一般競争への移行が加速する中、談合防止、ダンピングの防止、不良不適格業者の排除、地元優良業者の保護など解決すべき課題が山積する状況にあります。

このような中、今後、地方公共団体へ総合評価方式の導入・拡大を積極的に進めることは、地域における良質な社会資本整備と建設業界の健全な発展に必ず貢献するものであると考えています。